第26号
昭和46年6月15日
発行＝小国町役場
印刷＝小千谷市位下印刷

広報 おぐに

小国町の人口

男	5,390人
女	5,660人
計	11,050人
世帯数	2,496

昭和46年5月31日現在

小国町成人式

祝
成人式
昭和四十六年
小国町

あらたに成人となった方々を祝福する小国町成人式は、積雪と出稼ぎの関係上五月二〇日中央公民館でおこなわれました。ことし成人を迎えた人は昭和二五年生れで、戦後の高い出生率がようやく下り坂となるころ生れた人たちで、昨年より二五名少なくなっております。

しかし成人としての一応のけじめをつけようと、この日を待つ人も年ごとに増加し、職場勤務をやりくりして参加される人も多く、式典は質素ながら盛大に終了しました。

町長式辞を始め来賓祝辞も、それぞれの立場から若い世代に対する期待と正しい権利の行使、責任ある行動で、各自の職務に邁進されるよう望み、新しく成人になった代表もまた努力を重ねて社会に貢献することを誓いました。

記念品の文箱（ふみ箱）が贈られ、映画鑑賞のあと赤飯で祝し、交歓のひとときを楽しみました。

今月の税納

町県民税	第1期
国保税	第3期
国民年金	第2期
保育料	6月分

「成人」の意味

世間では「立派に成人した」という言葉がよく使われます。これは、精神的にも肉体的にも一人前になったとの意味であり、また成長して立派になったということも含まれているのですが、年令を満二〇才にかぎったわけではありません。いわゆる青年に対していうほめことばなのです。

ところが、法律で「成人となる」ということは「満二〇才」になることなのです。これは満二〇才になることにより、法律上、社会生活や家庭生活において、完全な法律行為ができる者として、種々の権利を認め義務を課しているのです。これは反面からいえば法律は、満二〇才に満たない者を画一的に未成年者として取り扱い、ものごとを適確に判別し決断して行為させるには、能力の欠けるおそれがあるとして、保護する制度をつくったのです。もちろん人の能力は、各個人によって異り、未成年者でも二〇才以上の能力をもつ人もあるでしょうし、二〇才以上でも、それ以下の能力しかない人もあるでしょう。しかし法律は、満二〇才になれば、成年として男女を問わず、学歴を問わず、誰れでも平等に「未成年者としての保護」から解放して、社会における一人前としての法律上の人格を認めたのです。

法律は、この成年ということをどのように定めているでしょう。まず憲法は男女とも法の下に平等に取り扱かわなくてはならないとし、公職選挙法は「日本国民で年令満二〇才以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」とし、民法は「満二〇年ヲ以テ成年トス」と規定し、少年法は『この法律で「少年」とは満二〇才に満たない者をいい「成人」とは満二〇才以上の者をいう』と規定しているのですただし、皇室典範には、「天皇、皇太子及び皇太孫の成人は一八年とする」と規定しておりますが成年の年令としては、この規定が唯一の例外といえましょう。

健康

―老化現象―

人間、四〇の声をきくようになると、もの忘れをしやすくなり、目立ってふえる白髪や抜毛の多いことが気になってきます体の内部でも、心臓、肺臓、腎臓などの抵抗力が弱まり、骨ももろくなって、動脈も硬化してくる。したがって、少し無理をすると「ガタ」がきて、気ばかりあせって思うように動けなくなるからついイライラしてしまいます。

この老化現象は医学的には四〇代からはじまるといわれています。その進み具合は、都市より農村のほうが早老だといわれ、スラム街のように、不良環境地域に住んでいる人の場合は、個人差に社会的状況が反映して、一層老化現象を早めております。

いうまでもなく、老化現象は、人間にとって避けられないものであります。要はこれに対していかに上手な適応をしてゆくかでありましょう。肉体的に無理をしないこと、適当な運動と十分な休養をすることが必要であります。精神的には自己のカラに閉じこもらずに、趣味などをいかし、社会活動やグループの学習活動に参加することなどが、老化を防ぐ若返りの秘けつでありましょう。

どうしたら、ふけこまずにいつまでも若々しくいられるかということを、みなさんがた自身で、見つけ出してゆく努力も必要なのです。

（福祉衛生係）

農薬

現在、我国で使用されている農薬は、有効成分として約四百種ですが、これを成分として含有している農薬取締法による登録数は約五千六百種となっていて、昭和三十四年の約二倍強となっており、農薬が労働力の不足している農村において果たした役割はきわめて大きいといえましょう。

本来、農薬は、病害虫などに対しての殺虫、殺菌力が強く、人畜には無害であるのが理想とされていますが、現在使用されている農薬は、多少害を及ぼすものが多いのです。人類に多大の貢献してきた農薬も、一方においてこのような危害を与えてきていますが、このほか農薬により自然環境の汚染や残留毒性による食品不安などいろいろな問題をひきおこしており、農薬による危害の防止対策は重要な問題となってきています。

農薬事故をみてみますといまだに毎年千人をこえる事故者が発生しているのです。事故の大半は自他殺ですが、これらに用いられる農薬に特定毒物がしばしば見受けられます。本来、特定毒物農薬については、毒物及び劇物取締法によって個人の所持、使用などが禁止されているもので、不正に入手するにいたった経過は今後とも追求されることになります。それに加えて販売業者、農協などの農薬の保管管理の面について、なおいっそうの指導、取締りが必要です。

つぎに、散布中の事故についてその原因を調べてみますと、本人の不注意によることが一番多いのです。使いなれた農薬を粗雑に取り扱ったり、暑い日中長時間連続して散布作業に従事したり、農薬の付着して手や眼を洗わなかったりした人たちです。また、病気あがりの人、睡眠不足の人、手足に傷がある人とか、いわゆる不健康な人達です。つぎに服装の問題ですが真夏の散布作業とはいえ、防護具の着用には十分な注意をはらう必要があります。

なお、誤用による事故は子供の事故が多く、家庭での保管管理には十分注意するほか、農薬の空容器の処理にも留意しなければなりません。

ところで、これら農薬による事故をどうしたら未然に防止できるでしょうか。毒物、劇物の農薬の取扱いをいかに厳重にしても、これだけで危害の防止がはかられるとは考えられません。

何よりも農薬を取り扱う人たちの心構えが重要なのです。農薬に対する正しい知識、使用方法、さらに各種の法令で定められている安全のための規則をよく守れば、農薬の事故は大幅に減少することでしょう。

このようなことから、毎年、農薬が最も多く使用される五月から六月にかけて全国一斉に「農薬危害防止運動」（六月一日〜六月三十日）を実施致しております。

時間は大切に

「時は金なり」という西洋のことわざがあります。開拓時代に夜を日に継いで働いたアメリカ人らしい発想です。わが国では天智天皇（六七一年）のむかし初めて水時計を使って時刻を知らせたという故事にちなみ、十日を「時の記念日」と定めました。

水時計が初めて使われたころの人々の心に「時」ということをどう考えていたか聞くわけにはいきませんが、まさか「金」だと思うほどせちがらくはなかったでしょう。東京では、明治四年から江戸城の旧本丸で正午に空砲を撃って「時」を知らせたようですが、それも昭和四年にはサイレンに代りました。まだラジオのない時代の「時刻」は「お隣りへ行って……」聞いたものです。

ところで、時刻はどう計ってきめるのか。わが国の場合、東経百三十五度、つまり兵庫県明石市の子午線を平均太陽が通過する時を零時とすると定められており、これが日本標準時となっています。アメリカやソ連のように広大な国では、わが国のように一地点をもって全国同時刻と定めず、いくつかの標準時の区域を設けています。また、これら各国は、イギリスのグリニッジ天文台を通る経度零度の標準時（世界時）に合わせることになっており、日本標準時は、この世界時より九時間早いわけです。

・・・メモ・・・

たけのこやごぼうのようにアクが強く、そのままでは食べくいに野菜類などは米のとぎ汁でゆでこぼすと早くアクがぬけます。

また、米のとぎ汁で顔を洗うと、はだがつやつやして、きめがこまかになります。買ったばかりのぬり物のおわんや茶器入れなどのくさみをとるにも、米のとぎ汁を利用することをおすすめします。やり方は、濃いとぎ汁をふっとうさせ、ぬり物をいれて数回洗うといやなにおいがとれてきます。

髪の毛を洗うときにも、やはりいちど煮たててから使います。よごれがよくおち、いつまでも髪がしっとりします。

レントゲン間接撮影を行ないます

毎年実施しておりますが本年も下記の日程により結核健康診断を実施しますので、最寄りの会場にて受診して下さい。

なお、対象者には個人通知致しますが、対象者であっても移動等の理由により通知がない人でも受診できますので、会場にて係に申し出て受けて下さい。

㊟（公）は公民館の略

6月26日（土）	9:00〜10:30 法坂（公）		
〃 29（火）	10:00〜11:00 苔野島（公）		
〃 30（水）	10:00〜11:30 太郎丸（公）	1:00〜2:30 諏訪井三又路	3:00〜4:00 小国沢（公）
7月1日（木）	10:00〜11:00 芝ノ又（公）	12:30〜2:00 八王子小	2:30〜4:30 中央（公）
〃 2（金）	10:00〜11:30 鷺ノ島（公）	1:00〜2:00 原小屋（公）	2:30〜3:30 千谷沢（公）
〃 3（土）	10:00〜11:00 七日町（公）		
〃 5（月）	10:00〜11:30 武石（公）	1:00〜2:00 押切（公）	2:30〜3:30 上栗（公）
〃 6（火）	10:00〜11:30 下村（公）	1:00〜2:00 上村（公）	2:30〜3:30 箕輪（公）
〃 7（水）	10:00〜11:30 小栗山（公）	1:00〜2:00 桐沢（公）	2:30〜3:30 猿橋三叉路
〃 8（木）	10:00〜11:30 横沢（公）	1:00〜2:00 山野田（公）	3:00〜4:00 三桶分校
〃 9（金）	10:00〜11:00 上岩田（公）	1:00〜2:00 法末小	2:30〜3:30 原作業所
〃 10（土）	10:00〜11:00 森光（公）		

【政治はあなたが主役です】

＝参議院選挙＝

四日に公示され、二七日に投票になりました。今回改選されるのは六年前に選ばれた人たちで、全国区五〇、地方区七六（新潟県、二）の議席が争われるわけです。

ご存じのように、選挙が民主々義の基礎であることはいうまでもありません。急激な社会経済の動きにつれて、過疎化、米作の調整物価高、あるいは公害問題と難題は多く、これらを解決し豊かな住みよい地域を実現するためには、住民の自治意識と、強い実行力を持つ新しい時代の要請にふさわしい人を代表者として選ばなければならないのです。そこで全有権者がこぞって高い自治意識と豊かな政治意識を身につけ、きたるべき投票日にそなえてほしいものです。

とかく参議院議員の選挙は低調であるといわれております。この「ムード」を打ち破って「こぞって投票……一億国政参加」の統一「スローガン」のもと、より高い投票率を示すよう格段のお力添えをお願い致します。

きけんは有権者の恥です

小国町
選挙管理委員会

し尿処理（清掃車）の申し込みについて

し尿処理車は、毎週一回（水曜日）小国町に配車になりますが、申し込みは証紙を買ってから早めにお願いします。特に家を増改築する家庭では、こわす前に処理しないと便槽にクギ等が入り、清掃車が損傷することがありますのでご協力下さい。

なお、し尿処理用証紙の売りさばきは、左記のお宅にお願いしてありますので証紙を買って、役場行政課衛生係に申し込み下さい。

・丸山 秀二（原）	丸田屋商店
・北原 清吉（太郎丸）	北原無線
・滝沢 荒助（新町）	滝沢書店
・中条 清正（箕輪）	中条理容店
・平野 保雄（原小屋）	市川屋商店

＝六年間で十三％の減少＝

＝小国町の人口＝

このところ、家や田畑を売り払って、東京や埼玉など関東地方へ転出される人が見受けられるところから次のような、当町の人口と世帯数を調べてみました。

年平均二七七人の減少

当町の総人口は四月三〇日現在一一、〇七九人で、昭和四〇年九月一五日の調査のときより一、六六一人減少しています。この減少数は中里小学校区内の人口よりやや少ない程度でありこれを年平均しますと、二七七人になりこれから後も何年かはこのような現象が続くものと思われます。

一、六六一人の内訳は、男子八〇六人、女子八五五人となっています。このような人口の減少、いわゆる過疎現象は、ご存じのように大都市をのぞいた全国的な現象で、小国町に限ったことではないのですが、特に若年層の流出は、憂うべきことでありましょう。

一世帯当りでは四・五人

世帯数をみてみますと、一世帯当りの構成員は平均四・五人で六年前に比べ、わずかながら少なくなっています。ここ五年間（昭四〇・九〜昭四五・一〇）では一七〇世帯が町外に転出しています。これは武石部落（武石、押切）の世帯数とほぼ同数であり、年平均では二八・三世帯で、芝ノ又あるいは横沢の上村とほぼ同数であります。世帯が増えた部落は、新町（10）相野原（8）上谷内（3）〔（）内はふえた世帯数〕で、増減のないところは、大貝、金沢の二部落、その他全部落とも減少しております。これを小学校区別にしてみますと下のような表になります。

これを見ますと、八王子地区の挙家離村と、中里地区の世帯増が目立ちます。挙家離村の原因としては、いろいろ考えられますが、半年間もの雪との戦い、その間の出稼ぎ生活といったことに耐え切れなくなったこともその一つに考えられるでしょう。

農業と他産業の所得格差が大きくなりつつある現在冬季間の就労機会が地元に少ない山間地では、太平洋ベルト地帯への人口の移動やテレビの普及による都市生活者と地方生活者の意識が平準化し生活水準が大幅に高く求められるといった間接的影響が離村（人口流出）につながったとも考えられます。

小学校区別 世帯数比較

小学校別＼年度別	昭和45年(イ)	昭和40年(ロ)	(イ)−(ロ)
増田	376	409	−33
上小国	538	567	−29
法末	97	102	−5
中里	415	403	+12
小国橋	389	403	−14
下小国	576	596	−20
八王子	135	189	−54
計	2,526	2,669	−143

昭和四十六年の世帯数がまだ出ていませんので、昭和四十五年十月のものを使用致しました。

家庭の役割

（愛情としつけ）

人はだれでも、人生のいちばん初めの時期を家庭で過ごしますが、この家庭のなかで、わたしたちは、人生に必要ないろいろなことを学びます。そのなかでいちばん大きなことは、「人を愛し人から愛される」という、人間にとって一番大切なことを学ぶことだと思います。こどもは家庭のなかで、とくに母親とのふれ合いを通して、たとえば、動物や草花を愛することを学ぶことによって、人を恨んだり怒ったりする代わりに、まず人を愛するということを学びます。これは、家庭のみが与えうる、なによりも尊いあたたかな家庭教育だ、といっても言いすぎではないと思います。

生まれたときから家庭を知らず、施設で育ったこどもは、人間の愛ということを学びとることが少なく、非常に愛にうえているといわれます。それは、施設ではこどもと保母との間に、一対一の関係をもち続けることは非常にむずかしく、こどもとの接触の機会がどうしても少なくなり、またおのおののこどもに対し、画一的な扱いをすることになって、こどものそれぞれ違った要求に十分こたえてやることができないことによるもの、と思われます。しかし両親のそろった家庭で育てられても、その家庭での愛情がかたよったものであったり、母親が忙しすぎて十分こどものめんどうをみられなかったり、精神的に不安定な状態であったりすれば、こどもに好ましくない影響を与え、施設の子にみられがちな欠陥があらわれることになります。幼い子にとっては、やさしい母親の愛情が何にもまして大切なものとなっています。人間愛というようなものは「あたたかい愛情」によって養い育てられるということができるのです。

一方、こどもは家庭において義務とか責任など、いわゆる「きびしいしつけ」を受けます。これは、どちらかといえば父親から受ける場合が多いでしょうが、これも家庭のもつ役割りを十分に果たすことか、こどもの健全な成長のために、何よりも必要であり大切なことだといわれなけばなりません。

農地の賃貸借解約と離作補償について

農地の賃貸借の解約をしようとする場合は

一、当時者双方の合意に基ずく行為に依る合意解約

一、当時者の一方が解約の権利を留保する旨の特約

一、期間の定めがある場合は賃貸借契約を継続しない旨の意志表示をする場合

一、解除条件として、小作料を滞納するとか、賃借人が信義に反した行為をした場合

等の四つの条件があり、審査基準の対象となります。

離作補償についてですが、通常、合意解約が行なわれる場合は地主が耕作者に対し、農地を離作することに対する離作補償料或いは代地補償（期間の定められていない永年小作地の場合）が考えられますが、合意解約しようとする農地が土地改良の施行地にあって、契約を開始した当事の従前地とでは、農地としての条件も違ってきており、価値の上昇が考えられなければなりません。

従って、これらの農地が解約対象となる場合には地主と耕作者の間で十分協議して、価値上昇分についての評価額を算出することが必要になってきます。

土地改良区に於て、価値上昇分を土地改良費と換算し、賃貸借権のある農地を施行区内に含んでいる場合には〝返還時に両者が話し合いをなし、その田の整理に要した費用の全額を耕作者に支払うものとする〟という換地計画樹立方針説明書を農業委員会宛に提出してきております。農業委員会もこの処理に対し了解し総会で議決しております。従って賃貸借合意解約届出書並びに農地法第二十条の許可申請書等の離作補償はこれらのことが審査基準の対象となりますので、土地改良施行地域内にある賃貸借の合意解約については、十分これらのことに留意されるようにして下さい。

（農業委員会）

みんなで
交通災害共済に
加入しましょう